

別記様式第 2 号（第 1 2 条関係）

受付番号	平成 2 6 年 第 1 号
受付日	平成 2 6 年 1 月 1 7 日
質問者	諸岡 覚 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成 2 6 年 2 月 6 日
担 当 部 局：教育委員会

四日市市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づく 諸岡 覚 議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 1

先般の教育民生常任委員会協議会の場において、外国人学校教育補助金交付要綱の見直しが提案されたが、変更内容である「自国の文化や言語の教育にかかる（を行う）」という文言の削除により、何が変化するのか？

答弁 1

「自国の文化や言語の教育にかかる（を行う）」という文言を削除し、子どもの教育全般にかかる教材用消耗品や備品の購入に必要な経費としました。また、環境等の充実・向上という表現を学校施設の修繕・整備とすることで、補助対象経費の明確化を図ることを目的としております。

質問 2

補助金は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」（地方自治法第 232 条の 2）という法律に基づく制度であるが、朝鮮学校補助金を支出することで、四日市市及び四日市市民にどのような公益が発生すると考えるか？また、平成 24 年度に補助金を支出したことで、四日市市及び四日市市民にどのような公益が発生したと考えるか？

答弁 2

補助金により施設整備を行うことで、四日市朝鮮初中級学校で学習する四日市市民である子どもたちの教育環境の向上を図り、子どもたちの成長を促すことに寄与しており、公益性を有していると考えています。

平成 24 年度の補助金ではベランダ改修工事を行い、子どもたちの安全性の確保に寄与することができました。

質問 3

朝鮮学校で使用されている歴史教科書に記載されている内容は適正であると判断しているか？また、平成 24 年度に補助金を支出した際は、適正であると判断していたのか？

答弁 3

朝鮮歴史については、日本の教科書との記述の相違点が多く見られ、歴史上の事柄に関して、解釈、意義などが異なっていると認識しています。三重県においても教科書内容の調査を行い、歴史の一面的な捉え方による偏った記述が認められるとしておりますが、市・教育委員会としても同様に考えております。

平成 24 年度については、「教科書内容の精査を行い、改めて補助金交付の妥当性について検討し議会へ報告のうえ、予算の執行を行うものとする。」との附帯決議に基づき、調査検討した結果、歴史認識の違いはあるものの、朝鮮学校で学習する子どもたちが同じ市民としてより良い環境で教育を受けることができるように、市として補助金支出は必要であるとの考え方を議会にご説明し、ご理解をいただき、補助金支出をさせていただきました。

質問 4

本年度、四日市市は朝鮮学校補助金を支出していないが、この現状は「不公平」若しくは「差別」であると認識しているか？

答弁 4

四日市朝鮮初中級学校には、四日市市民である児童・生徒が通っていることから、他の外国人学校や私立学校と同じように支出することが適切であると考えています。しかし、平成 25 年 2 月定例会議会において補助金予算の上程を行いましたが、議会で承認が得られなかったため、本年度については支出を見合わせており、やむを得ない状況であると判断しております。

質問 5

本年度、四日市市は朝鮮学校補助金を支出していないが、そのことで四日市市及び四日市市民にどのような不利益が生じたか？

答弁 5

四日市朝鮮初中級学校へ通学する四日市市民である児童生徒の学習環境の整備などが、一部滞ることとなったと考えます。